

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

## 1 家事使用人に関する雇用ガイドラインが策定



公表日：2024年2月8日



法案  成立済  施行済



労働基準法・労働契約法 他

2024年2月8日に、厚生労働省より「家事使用人の雇用ガイドライン」を策定したことが公表された。雇用ガイドラインに記載されている主な注意点は以下の通り。

- ・労働時間その他の条件について、労働基準法に準じた水準（最低賃金を下回らないこと、賃金支払いの5原則を守ること、1日8時間週40時間勤務、休憩・休日の確保、残業時間の抑制等）に設定することが望ましい
- ・法令上有資格者のみしかできない業務を、無資格の家事使用人にさせる事は当然に禁じられていること
- ・高度な技術や危険作業・金品財産を取り扱う業務をさせる事は適切ではないこと

無資格で行うことが法律で禁じられている業務（注射等の医療行為、入浴補助他の介護サービス等）を行った場合には関係法令に基づき罰則の適用がある。その他、労働条件については労働基準法の適用外であるため刑事罰はないものの、労働契約法・民法等の諸法令は適用対象であるため、これらに合致しているか確認が必要である。

【家事使用人の雇用ガイドライン】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001206491.pdf>

【家事使用人（家政婦・家政夫）について】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00454.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00454.html)

## 2 フリーランス保護新法が成立・施行へ



施行日：2024年秋(11月ごろ)



法案  成立済  施行済



フリーランス・事業者間取引適正化等法

フリーランス保護新法が成立し、2024年秋に施行予定である。類似の法律として、下請法がある。従来の下請法では資本金1000万円超の事業者が規制対象となっていたが、新法ではフリーランスに発注するすべての事業者が規制対象となる。義務項目はリーフレットをご参照いただきたい。

義務項目の履行が十分でない場合には、公正取引委員会等による助言、指導、立入検査、勧告、公表、命令の対象になる。命令等に従わない場合には、50万円以下の罰金が科せられることになる。また、資本金1000万円超の企業は、引き続き下請法の規制も受けるため、書類等の作成及び保存等、フリーランス新法にはない義務規定も引き続き遵守する必要がある。なお、育児介護等と業務の両立に対する配慮等の具体的な内容・対策例については、今後厚生労働省から公表される見込みである。（情報が公表され次第、本紙でもご紹介予定）

【フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000766340.pdf>

【リーフレット】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001206833.pdf>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、[jinjic@attax.co.jp](mailto:jinjic@attax.co.jp) まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。